

## 1 事案の概要

5 栄養補助食品の製造販売等を目的とする株式会社である原告夢実は、同じく  
栄養補助食品の製造販売等を目的とする被告インシップに対し、各種健康食品  
に係る製造物供給契約に基づき、各種健康食品を製造して、これらを販売して  
きた。

10 (1) 甲事件（平成30年12月7日訴え提起、令和元年11月6日訴え変更に  
より請求の趣旨(2)を追加〔同月14日送達〕）

甲事件は、原告夢実が、被告インシップに対し、以下の請求をする事案で  
ある。

15 ア 被告インシップが、そのホームページ上などに掲載した記事が原告夢実  
の名誉及び信用を毀損するものであるとして、不法行為に基づき、100  
万円及びこれに対する不法行為の日である平成30年7月26日から支払  
済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法404条(以下同じ)  
所定の年5%の割合による遅延損害金を求めるもの

20 イ 被告インシップが、原告夢実及び被告インシップ間の製造物供給契約に  
基づき製造された製品の一部について受領を拒絶したとして、同契約を解  
除するとともに、債務不履行に基づき、代金相当額498万2789円及  
びこれに対する各製品についての代金支払期限の翌日（120万6495  
円分については平成31年1月1日、377万6294円分については同  
年2月1日）から支払済みまで平成29年法律第45号による改正前の商  
法514条による商事法定利率の年6%の割合による遅延損害金の支払を  
25 求めるもの

(2) 乙事件（令和元年7月5日訴え提起）

乙事件は、被告インシップが、原告夢実及び個人被告らに対し、以下の請求をする事案である。

ア 原告夢実に対して

被告インシップは、原告夢実に対し、①原告夢実が合意に違反した原料を使用して「いちよう葉エキス」を製造し、また、②原告夢実が、約15年にわたり継続してきた取引を一方向的に停止したことにより合計26億5538万7740円（被告インシップがこれまで原告夢実に支払った「いちよう葉エキス」の代金相当額、被告インシップの顧客に対する謝罪費用等）の損害を被ったとして、債務不履行、不法行為又は会社法350条に基づき、個人被告らと連帯して、その一部である13億8500万0869円及びこれに対する令和元年7月18日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法404条所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求めるもの（なお、予備的に、8714万4650円に係る不当利得返還請求もされている。）

イ 個人被告らに対して

個人被告らは、原告夢実の役員又は役員であった者であるところ、被告岡田、被告久保田及び被告金夫に対し、上記ア①の合意違反及び同②の取引停止を行ったことが不法行為又は任務懈怠に当たるとして、民法709条又は会社法429条1項に基づき、個人被告らに対し、同①の合意違反及び同②の取引停止を行わないよう監視監督する義務等を怠ったことが任務懈怠に当たるとして、会社法429条1項に基づき、原告夢実と連帯して、上記アと同額の支払を求めるもの（ただし、主位的請求部分に限る。）